

# 著者によるリプライ——宮本・石田・阿部論文に対して

森 悠一郎

## はじめに

本稿は拙著『関係の対等性と平等』（弘文堂、2019年、以下本書）に対して寄せられた宮本雅也、石田柊、阿部崇史からの書評論文に対して応答するものである。

上記三名は私とほぼ同年齢の、互いに気心の知れた研究者であり、それだけに（彼らの論文を一読していただければわかるように）いずれも本書に対して仮借なき批判的検討を加えている。紙幅の制約上、本稿においてそれらに対する網羅的な応答をすることはかなわないだろう。

以下本稿では、宮本・石田・阿部論文の順に応答を試みたい。

## 1. 宮本論文へのリプライ

宮本は本書の立場に対して大きく三つの議論を展開している。本稿では紙幅の制約上、本書の議論に対する直接的な批判を含む第一、第二の議論に絞って応答を試みる。第三の議論において宮本は、関係の平等主義がコミットする関係論（relational theory）が義務論にも帰結主義にも還元されない独特の理論であるという自身の立場を積極的に打ち出している。宮本の提案は野心的かつ魅力的なものであり、真摯な検討に値すると考えるが、上で記したような事情から、別の機会に検討したい。

第一の議論において宮本は、本書における「相互行為」の用法を確認し、それに対する疑問を提起している。宮本の言う通り、私は相互行為という語に狭義の相互行為と構造の両方を

含めている（森[2019:174]）。その点を確認した上で宮本は二つの疑問を提示している。第一に、従属と排除の定義がマクロな構造を含むものになっていないのではないか。第二に、差別についての論じ方が構造の問題を考慮するものになっていないのではないか。

一点目の疑問に対して。従属と排除の定義において意図的な行為を例示したのは読者へのイメージ喚起のためであって、従属と排除がこれら狭義の相互行為に限定されるという趣旨ではない。労働市場において多くの会社員が残業するという個々の行為の集積の結果として長時間労働の慣行が形成され、それが翻って個々の会社員に対し、定時に退社しないことへの無言の圧力となるといった従属的構造や、エリザベス・アンダーソンが『統合の責務（*The Imperative of Integration*）』（2010年）で展開した米国における黒人に対する排除的構造などは、本書の従属・排除の概念においてそれぞれ包摂されるものと私は理解している。

二点目の疑問に対して。本書において私は差別を定義するに当たり、必ずしも構造的なものを排除することを意図したわけではないが<sup>41</sup>、「構造的差別」なるものの存在を認めるべきかについては立場を決めかねている。間接差別がそれに該当するであろうと考えるが、その内でメタの次元で直接差別に従事していると説明できるもの以外を「差別」のカテゴリに含めることの適切性（cf. Eidelson [2015:39-68]）について、私は判断を留保している。差別概念に含め

ない場合、そうした構造的差別なるものは排除の概念に包摂されることとなろう。

第二の議論において宮本は、行為と構造を区別すべき理由について論じている。宮本の挙げる二つの理由に私はほぼ異論がないが、本書の議論において、「より正義にかなった構造（意味秩序）に向かうべき」という要請が、個々の行為場面での賢明さ（prudence）の要請に対して過剰に妥協させられないようにする歯止めをどのようにかけているのかが不明確である」という批判的指摘についてだけは応答しておきたい。

不正義な構造の変革と個人の善の追求とを社会全体でいかに両立させるかという問題に対しては、構造をより正義にかなうべく変革するために必要な行為につき、公務員・（企業やパブリック・アコモデーションなどの）市民社会の重要な施設の担い手・有権者・一般私人などといった、われわれが政治社会において果たす役割の公的性格の違いに応じて非対称な責任を課すことで対応するという回答が、本書の議論から可能であると思われる<sup>(2)</sup>。

われわれは一般私人として、各々追求すべき善の構想をもっている。一人一人の私人は非力な存在であり、とりわけ他の私人が同様の行為をしない場面において構造を変革するために必要な行為をするとしたら、自己の善の追求を極度に犠牲にせざるを得ないだろう。これに対して公務員（とりわけ統治的作用を担う公務員）は、それがもつ絶大な公的資源ゆえに社会構造に対して大きな影響力を行使できるし、政策的誘導によって被治者たる私人たちが構造変革に資するような行為をするインセンティブを付与することも比較的容易である。公務員に期待される不偏性が自己の善の追求と衝突すると考えるならば、職を辞する（ないしはそもそもそうした職に就かない）という選択肢も存在する。構造をより正義にかなう方に変革するため

に必要な行為を（自己の善の追求のために）見送ることの許容性につき、われわれが政治社会において果たす役割の違いに応じて制約を課すことで、社会全体において構造変革に資する行為が抑制されることへの歯止めがかけられるのである。

## II. 石田論文へのリプライ

石田による第一の批判は、従属・排除・差別という本書による不正な相互行為の三類型が単一の次元で相互排他的になされていないため、分類基準として不適切であるというものである。石田の言う（単一の次元での）相互排他性の要請は二つの意味に解釈できる。すなわち、（1）「A、B、C…というカテゴリのうち、そのいずれかに該当する場合、他のカテゴリに該当してはならない」という意味と、（2）「A、B、C…というカテゴリのどの定義も、他の定義によって包摂されてはならない」という意味である。

（1）は明らかに不合理な要請であろう。例えば本書は「321法学」の図書というカテゴリにも、「311政治学、政治思想」の図書というカテゴリにも該当し得るが、だからといって日本十進分類法が図書の分類基準として不適切であると考え人はほとんどいないだろう。（2）はより穏当な要請であるが、従属・排除・差別における不合理性の判断基準を差別化すれば<sup>(3)</sup>、それぞれの定義における「不合理ないし恣意的な理由」の意味も異なり得るため、いずれの定義も他の二者（のいずれか）によって包摂されることを避けられると考える。

第二の批判を展開するに先立ち、石田は本書における不正な相互行為の一類型としての差別が記述的概念と規範的概念のいずれなのかと問うている。石田の言う「規範的概念」の意味を、「それに該当することが直ちに不正であることを意味する概念」と理解するならば、本書にお

ける差別は規範的概念と言える。ただし前述したように、本書において従属・排除・差別はその定義における不合理性・恣意性の意味（さらにはそれらの「不合理性・恣意性」に異なる意味を与える背後の不正化要因のウエイト）を異にしつつも、不合理性・恣意性はいずれの定義にも含まれるため、不合理性そのものが不正化要因の次元において差別を従属および排除から区別するわけではない。したがって、従属と排除の不正化要因が差別のそれに包摂されてしまうとは考えない。

第二の批判として石田は、不合理であっても必ずしも不正な差別ではないような不利な扱いがあるとして<sup>(4)</sup>、身内鼻頂や奇妙な異別処遇の例を挙げている。しかし私自身はこれらを不正な差別とすることに何ら違和感を覚えなし、差別主体の偏頗性や、不利な扱いを受ける側に対して真摯に正当化理由を提供しようとしないうちにおいてこれらは、差別主体の合理性に照らして酌量の余地があるようなある種の性差別（例えば、長時間労働をしないと患者の医療的ニーズに応えられないような外科病院において、やむなく女性医師の採用人数を一定数以下に制限すること）よりも不正性の度合いが強いとすら言えるように思われる。

石田による第三の批判への応答に移ろう。石田の言う通り、私は合理性に実質的な意味を与えており、既存の選好の内容が差別的である場合、それを加味することが直ちに合理的と評価されるわけではないという立場に立っている。問題は石田の指摘通り、そうした選好の加味がいつ不合理な差別と評価されるかにつき、いかなる基準で判断するかである。

この点につき私は、既存の選好の加味の合理性を当該主体の政治社会における役割に照らして判断するという「第二の応答」を採用する。具体的には、(1) 既存の選好を加味する目的に関係の平等主義の理念と両立するような正当

な理由があり、(2) 反応を加味するための当該手段が①目的達成に十分効果があり（ないしはあると見込まれ）、②他により受容可能な手段が存在せず、③不利益な扱いを受ける者の不利益が相当なものにとどまる、ということであれば、反応の加味が不合理となる、という目的・手段審査を一応の基準として立て、(1) どの範囲での目的であれば正当な理由があると判断されるのか、(2) の手段審査をどの程度厳格に行うかの判断に際して、当該主体が政治社会において果たすべき役割を参照するというものである。

当該主体が政治社会において果たすべき役割が公的性格を帯びる度合いに応じて、(1) 正当化可能な目的は全市民の利益への不偏的配慮の要請によって制約され、(2) 目的達成手段の適合性判断も慎重に判断されることとなる。そして当該主体が政治社会で果たすべき役割が公的性格を帯びるかどうかにかたがたの考慮要素としては、①その主体の存在が公的承認を受けているか、②公的な資源・特権を享受・専有しているか、③その主体の社会的影響力がどれくらい大きいかなどが挙げられよう。喫茶店であれば、国から免許を得て営業しているか否か、個人経営か・大手チェーンかなどによって公的性格を帯びる度合いが異なり、当該喫茶店が政治社会において公的な役割を果たす度合いに応じて、「19世紀の英国の喫茶店」の雰囲気にかどうかにかかわる反応適性を加味すること（および加味する程度）の合理性が、応募者の利益への不偏的配慮の要請によって制約されることとなる。

もちろん不合理性の基準に実質的な内容を与える「当該主体の政治社会における役割」を判断するための考慮要素は不合理性そのものではなく、関係の平等主義の基本理念から引き出されよう。しかし、「ある価値が基準たり得るには、それ自体で自己充足的でなければなら

い」と考える必然性はなく、「ある価値の内容は、他の諸価値の内容を参照することで最善の光の下に照らし出される」という価値像 (Dworkin [2011]) を採ることも可能である。したがって、既存の差別的選好を加味した不利な扱いが不正な差別か否かが合理性という価値のみを参照することでは判断できないとしても、合理性が基準として不適格ということにはならないと考える。

### III. 阿部論文へのリプライ

阿部論文は本書が提示する、関係的平等主義に基づく潜在能力の充分主義の内容を正しく同定するとともに、その理論的意義についても的確に論じている。その上で阿部は、本書における潜在能力の充分主義に対して二点にわたる疑問を提起している。

一点目は「潜在能力の充分主義が分配における充分主義を原則とする」という本書の立場に対する疑問である。阿部が挙げるような「経済的格差に起因する不十分な政治的影響力のケース」において、潜在能力の充分主義が分配における格差の是正を要請し得ることは私も認めている (森[2019:149 n. 9])。阿部が疑問を呈しているのはむしろ、こうしたケースでの分配格差の是正が例外として位置づけられていることに対してである。

「潜在能力の充分主義からは分配における充分主義が原則となる」と私が論じたのは、財の分配格差については制度的工夫をすることで、それが潜在能力の不十分に転化しないようにすることができる場合が十分に想定できるのに対し、財の不充分が潜在能力の不十分に転化しないということはほとんど想定できないという認識からであった。しかし阿部が言うように財の分配格差についても、とりわけ政治的影響力にかかわる機能への潜在能力について言えば、その不充分へと転化するのを遮断することが現代

社会においてはほとんど想定できないかもしれない。「原則／例外」というのではなく、「潜在能力の充分主義からは、財の分配格差が潜在能力の不十分に転化するのを遮断できる場合には財の充分主義が要請され、遮断できない場合には格差の是正が要請される」というような中立的な表現の方が良かったのではないかと今さらながら思っている。

二点目は、本書における潜在能力の構成要素には労働の公正な対価を得る権利が存在するため、その充分主義的な保障が財の充分主義的分配を超えた一定の比例的分配を要請するのではないかという問題提起である。私自身、労働の公正な対価を得る権利保障の要請からは、財の充分主義的分配状態の実現には尽きない規範的指針が導かれると考えている。具体的には、「同一（価値）労働同一賃金」原則のように、同じような内容の労働をしているにもかかわらず、ある個人（ないし集団）と別の個人（ないし集団）とで異なる報酬を支払うといった差別的な扱いを禁止するという指針が導かれよう。しかしこうした差別禁止原則を超えて、労働時間や社会的貢献の程度に比例した報酬の保障までもが要請されるという考えには疑問がある。というのもそうした要請はたとえ緩やかな比例性を要求するものであっても、前制度的な「功績 (desert)」の観念を暗黙に想定しているように思われ、ロールズ同様 (Rawls [1971:310-315])、私はそのような観念が財の分配の指導理念になるという考えに対しては懐疑的であるからである。

報酬についての緩やかな比例的分配につき、そうした要請が関係的平等主義の基底にある道徳的人格の構想（具体的には善の構想を形成し実現する能力）から導出されるとも阿部は論じている。確かに「最高賃金法」のような法律があり、当該社会において人々に一定額以上の報酬を支払うことが禁止されているとすれば、そ

うした自律的能力の発揮が不当に制約されると  
言えよう。しかしそうではなく、もし本当にあ  
る仕事特定の社会において大きく貢献してい  
るとみなされているならば、それに見合う報酬  
が支払われないとやりたがる人がいなくなるだ  
ろうから、市場の需給バランスによって報酬の  
緩やかな比例性が実現されるのではないか。道  
徳的人格とは、「自己の現在や予測可能な将来  
の状況を所与として、自己がもつことが期待で  
きる汎用的な手段に照らして自己の目的や願望

を改定したり適合させたり」できる主体でもあ  
る (Rawls [1982:170])。人々の善の構想の方を  
所与とし、それを実現できるような財の保障を  
要請するという発想は、「高価な嗜好」批判  
(Dworkin [1981:228-240]) の批判対象へと接近  
してしまうのではないだろうか。

[本論文はJSPS科研費JP17K13597の助成によ  
る研究成果の一部である。]

## 註

1. 私が差別の判定基準となる「不合理ないしは恣意的な理由に基づく」という部分を目的・手段審査と同じ構造で理解することができるとしたのは直接差別についてであり (森[2019:283])、構造的差別なるものも含めた差別一般についてではない。
2. このような指針は、「社会制度を担う公務員及び市民社会におけるパブリック・アコモデーションの担い手や雇用者と、一般私人とで、公衆全員に不偏的に振る舞うという正義の責務につき、非対称的な責任が課される」(森[2019:224]) という、制度的正義論の要請の一部から発せられる。
3. 従属においては直接に自由が制約されることが重要な不正化要因と考えられるため、例えば「他により自由を制限しない手段が存在するか」が不合理性の判断基準の重要部分を構成しよう。排除においてはニーズが充足できないことが重要な不正化要因と考えられるため、例えば「他によりニーズを剥奪しない手段が存在するか」が不合理性の判断基準の重要部分を構成しよう。差別においては、自己の選択において自らの属性を考慮することを余儀なくされること (Moreau [2010:148-149])、侮蔑的な態度をとられること (Hellman [2008])、手続的な不公平性などが重要な不正化要因と考えられるため、例えば「本人が変更可能な属性による区別が代替案として存在するか」「他により侮蔑的でない手段が存在するか」などが不合理性の判断基準の重要部分を構成しよう。そして石田による第二の批判 (の一部) に対して先回りの応答するならば、これら「直接的自由制約性・ニーズ剥奪性・熟慮的自由制約性・侮蔑性・手続的不公平性」などの不正化要因が、「関係の非対等性」という究極的不正化要因を異なる形で例化していると言うことができる。
4. 第二の批判として石田はもう一つ、不合理でなくても不正な差別と言えるような不利な扱い (具体的には反応適性を加味した不利な取扱い) が存在することを挙げているが、これに対しては第三の批判のところで応答する。

## 文献

- Dworkin, Ronald (1981) "What is Equality? Part 1: Equality of Welfare," *Philosophy and Public Affairs*, 10(3):185-246.
- Dworkin, Ronald (2011) *Justice for Hedgehogs*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

- Eidelson, Benjamin (2015) *Discrimination and Disrespect*, New York: Oxford University Press.
- Hellman, Deborah (2008) *When Is Discrimination Wrong?* Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press. =(2018) 池田喬・堀田義太郎(訳)『差別はいつ悪質になるのか』法政大学出版局.
- Moreau, Sophia (2010) “What Is Discrimination?” *Philosophy and Public Affairs*, 38(2):143-179.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press. =(2010) 川本隆史・福間聡・神島裕子(訳)『正義論〔改訂版〕』紀伊國屋書店.
- Rawls, John (1982) “Social Unity and Public Goods,” in Amartya Sen and Bernard Williams (eds.), *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge: Cambridge University Press:159-185. =(2019) 後藤玲子(監訳)『功利主義をのりこえて：経済学と哲学の倫理』ミネルヴァ書房.
- 森悠一郎 (2019) 『関係の対等性と平等』弘文堂.